

次の第四十四条第五項は新設の条文で、法人市民税の申告納付は事業年度終了の日の翌日から二ヵ月以内に行なうことになっておりますが、監査機能の強化に伴い、決算が確定しないために法定納付までに申告納付ができないような事態になりましたときには、今回法人税法の一部改正で一ヵ月納期延長ができるようになりましたが、さらに災害等がその間に発生をいたした場合に申告が一ヵ月でできませんので、その場合には二ヵ月の納期延長をすることもできるというふうにしたものでございます。

「第四十六条を削り、第四十七条云々」は条の繰り上げでございます。

第四十七条は、ただいまの理由で法人市民税の納期延長したときは法定申告納付期限、あるいは事業終了後から二ヵ月以内ですが、それから納期延長にかかわる期間の日数に応じまして、年利七・三%の割合で計算した延滞金を納付させようとするものであります。

第四十八条は固定資産税の納税義務者を定めたもので、このうち第五項は区画整理または土地改良事業施行の土地の使用者課税を規定したもので、仮換地指定があった場合には、指定を受けたものはその部分について権利を新たに取得すると同時に従前の部分については失うこととなりますが、登記上ではまだ所有者に変更はございませんので、台帳課税の原則からいたしますれば、使用权を失った土地について納税義務を負うという不合理が生じてまいりますので、換地終了により登記簿上の所有者が確定するまでは、登記簿上の名義のいかんにかかわらず仮換地につきましてはその指定を受けたもの、仮使用地につきましてはその施行者以外の換地使用者、換地保有地につきましてはそれを取得した者をもって納税義務者とするものと定めたもので、この中に農用地開発公団が農用地開発公団法によって施行する近代的な農業経営を行なうため、農用地の造成であるとか、農用地の改良保全のために必要な区画整理事業等を実施する場合の仮換地、仮使用等の場合も本項のとおり、その者をもって納税義務者とするために加えようとするものでございます。現行、当市にはあまり関係のない条文でございます。その他、表現の字句の改正でございます。

第四十八条の三は、学校法人が直接本来目的のためにその用に供します固定資産税につきましては、非課税の適用を受けようとするものの申告について規定したもので、その適用の範囲を新たに医療法人で理学及び作業

療法士を養成する機関にまで拡大しようとするものでございます。

次に第七十三条第一項は軽自動車税のうち、賦課期日——四月一日です——後の新規登録につきましては、従来原動機付自転車及び農耕用作業車は月割課税ができませんでしたが、今回の改正でさらに軽二輪と軽三輪につきましても月割課税をしないこととするために改正をしたものでございます。

次に第八十条の第四項は紙巻たばこの本数換算率を定めた規定でございます。現在では刻みたばこ一グラム、葉巻たばこ十分の一本を紙巻たばこ一本、それからパイプたばこは一包みを紙巻たばこの五十本に換算しておりましたものを、各たばこ一グラムをもって紙巻たばこ一本に換算すると改正するものでございます。

第八十七条第二項はガス税率の現行百分の四を百分の三に改めようとするものでございます。

第百十二条は特別土地保有税の納税義務者につきまして規定したもので、新設の第四項としては土地区画整理事業施行による土地について仮使用地があるときは、換地処分公布の日までは仮使用者をその土地の所有者、または取得者とみなして、納税義務者とするものでございます。

次に第百十八条は特別土地保有税の税額に関する規定で、第二号では取得分に対する税額の算出を規定してあり、この中に土地区画整理事業の施行による土地で仮使用地があるときは、その土地について使用または収益をすることかできることになった日から換地処分報告をされる日までの間、その仮使用地の使用者を土地の取得者とみなして、取得分のみなし保有課税をするものでございます。

計算式といたしましては取得価格の百分の三、それから不動産取得税相当額を引いたものが税額ということになります。

次に附則第六条の二ですが、これは徴収猶予にかかわる法人市民税の延滞金持例を規定したもので、法人税では日銀の基準割引ぐあい、いわゆる公定歩合が引き上げられた場合、延納による年利七・三％の割合が基準割引ぐあいの引き上げに応じて、年利一・二七五％の範囲内で定めることになっております。

そこで法人市民税におきましてもこれに準じて特例を設けることとなったのがこの条文で、計算方式といたしましては〇・二五分の現在公定歩合が八・五％ですので、八・五マイナス五・五、それに〇・七三をかけて、さらに七・三を加えたもので、これを計算をいたしますと一六・〇六％になりますので、ただいま

申し上げました二・七七五％より高くなっておりますが、この二・七七五％は日歩にいたしますと三錢五厘にあたるようです。これをこえてはいけません。これにとどめるということでございます。その適用範囲が書いてあるわけでございます。第二項は申告基準日の猶予を規定したもので、それは法人税額の課税標準算定期間の末日の二ヵ月を経過した日の前日とするということでございます。

次に附則第八条の第二項は市民税所得割の課税標準特例を規定したもので、課税標準となる所得金額を計算する場合、所得法第八条の四、これは株式配当所得の源泉分離選択課税規定でございますが、これは規定を適用せず、所得税関係では分離課税されたものは総所得金額に算入すると明示し、所得税関係では源泉分離課税分は課税申告の必要はないが、市民税では申告義務を負うものでありますので、その年度を現在五十一年度になっておりますが、五十六年度まで延長するということでございます。

次に附則第九条の第二項は市民税の配当控除について規定したものでございまして、個人が法人から利益配当を受けたときはその百分の二、証券投資

の配当を受けたときはその百分の一に相当する額を所得割の額から控除することになっておりますが、この適用を受けるのは総所得金額に配当金を算入した場合に限られますので、そこで第二項で投資信託の収益配当につきましても、現行五十年まではこの配当を一般の定期預金の利子と同様に取り扱いますので、配当所得の控除は適用しないということ、その年度を五十五年度まで延長するということでございます。

附則第十二条の二は償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例に関する読替規定でございます。福生市では該当の業種があまりありませんので関係ありませんが一応説明いたします。市条例第五十一条の二第八項で

変電、送電施設等の固定資産税の課税標準の特例措置等が規定されておりますが、従来は附則第十二条の二で、法附則第十五条第一項から第十一項までの規定の適用がある各年度償却資産に対する固定資産税について——一例を申し上げますと、第一項は日本自動車ターミナル株式会社法により、五十二年一月一日までに取得した直接その本来の事業目的の用に供する償却資産等につきましても三年間課税標準額を二分の一にするということ、特例等が列

記されておりますか。——第五十一条の二第八項中「又は第三百四十九条の五」を「若しくは第三百四十九条の五又は法附則第十五条第一項から第十一項まで」と読み替えていたが、今回これに第十二項を加え、第五十一条の二第八項を「法第三百四十九条の三、法第三百四十九条の四、若しくは第三百四十九条の五又は法附則第十五条第一項から第十二項」と読み替えようとするものであります。この第十二項とは、繊維工業構造改善臨時措置法により、新技術の開発技能として行なう試験研究の用に供する機械設備等に対する償却資産等については、三年間課税標準額を二分の一とする内容のものであります。これら一連の優遇措置は重要産業の発展、企業の近代化、原価の引き下げ、国際競争力の培養等の趣旨から、資産税負担がこの障害とならないように配慮されたものとされておりますが、市にはあまり関係ありません。

次に附則第十九条第一項ですが、これは土地等の長期譲渡所得に対する課税の特例規定で、現行の課税方法は五十一年度で廃止し、そのまま五十六年度までは改正条例の内容のものに課税しようとするものでございます。すなわち課税長期譲渡所得金額が二十万円以下の場合には、現行と同じ計算

をいたしますが、二十万円をこえた場合には課税長期譲渡所得金額の四分の三に当該年度分の課税総所得金額を足したものに通常の税率をかけたものから、課税総所得金額に一千五百万円を足したものに對する税率を引いて、さらに八十万円を加えたもの加税になるという内容でございます。

次に附則第十九条の二はA・B農地の譲渡所得に對する五十一年度から五十一年度の税率は現行でも一般の税率より低くなっておりますが、この内容を整理するための条文でございます。

次の附則第二十条第一項は短期譲渡所得に對する課税について規定したもので、現在の課税方式を五十六年度まで延長するように改めたものでございます。それから同条第三項は国や公共団体等に譲渡したときの短期譲渡所得に對する課税について規定したもので、一般税率より低く、百分の四とし、百分の百十を割ずるのをやめて控除した額と改めるものでございます。同条第四項は新設の条項でございますが、短期譲渡所得金額で一般譲渡や公共譲渡が一年のうちにあった場合には別々に税額を計算して課する、この計算方法が明示してあるわけでございます。

次に附則第二十二條は退職手当の市民税分離課税に伴います所得割額の還付につきまして規定したもので、本年の所得税法の一部改正により一月一日から三月三十一日まで支払われました分につきましては過納となります。この過納分は本来ならば本人かつとめておりました会社、事業所等に還付しなければならぬのですが、本人はすでにその会社、事業所等を退職しておりますので、本人に直接還付するというための改正でございます。次に条例の附則であります加、第一條は改正条例の施行日を公布の日からとし、そのうちガス税率につきましては六月一日施行、それ以外は四月一日の適用としたものでございます。第二條以下は各税目ごとの適用日を規定したものでございます。

なお、最後に本条例の改正によりまして、税金の影響等について触れてみたいと存じます。

まず市民税関係でございますが、人的諸控除の引き上げ等によりまして、減収が大体三千六百六十万、一方で人口増、所得増等によりまして減収分の埋め合わせは大体見込めそうでありまして、いずれにいたしましても、現在一

期納期の七月二日に間に合わせるように作業中で、確定はそれ以後となります。なお、法人市民税につきましては、申告待ちの関係から、現状は予算計上の動きは出ておりませんので、御承知おきいただきたいと思います。次に固定資産税関係でございますが、今回の改正には直接の影響等はございませんが、四十九年度までの改正によりまして、課税標準の引き上げ等により今後三千万円程度の増収が見込めるのではないかと推定しております。次に軽自動車税関係ですが、月割課税をなくなった車種の増加により約一万五千円、台数にして二十台ばかりですが、これが減収、その一方で先ほど御審議いただきました米軍人等の軽自動車税の改正によりまして、三十二万七千円程度の増収が見込めそう、差し引き三十一万二千円程度の増と推定しております。次にたばこ消費税ですが、これは値上げがまだきまつておりませんので、どのようになるかは不明でございます。電気・ガス税につきましては、ガス税関係が六月一日から税率が緩和になりますので、約二十三万円の減収になります。次に保有税の関係で、これは変化ございません。都市計画税ですが、課税標準額の引き上げでこれはA・B農地が率が上がりますので、そういった関係で約二百万円くらいの増

収になるのではないかと見込んでおります。

以上、合わせまして大体三千二百万円前後が増収見込みと推定しております。以上が専決処分をいたしました内容の大概でございます。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、御承認くださるようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○十三番(川窪清一君) この際動議を提出いたします。ただいま議題と

なっております。報告第五号については、原案とおり承認されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) おはかりいたします。ただいま川窪清一君から所

定の賛成者を得て、本件は原案のとおり承認されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって報告第五号は原

案とおり承認することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 追加日程第十一議案第三十八号福生市監査委員の

選任同意についてを議題といたします。

おはかりいたします。本案は大野行夫君の一身上に関する問題でありますので、地方自治法第百十七条の規定により除斥したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって大野行夫君を除

斥することに決定いたしました。

(十九番大野行夫君退席)

○議長(貫井喜代次君) 朗読を省略し、これより本案について提案理由の説
明を求めます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) たいま上提をされました議案第三十八号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初にたいへん時間が経過いたしました。たいへんお疲れのところ、追加日程を御審議いただくことは、まことにありがたく存ずる次第でございます。

本案は御承知のとおり、議会の改選によりまして、議会選出の監査委員さんが空席になっているわけでございます。したがいまして、一日も早く御選

任をいただきたいわけでございますが、それには地方自治法の規定によりまして、議会の御同意をいただかなければならないわけでございますので、本日、提出を申し上げた次第でございます。

私がお願いをいたしたいのは大野行夫議員でございます。

このたび四期目

の福生市議会議員に御当選されまして、非常に経験も豊富でございます。ま

たかつて福生市監査委員といたしまして御活躍をいただきまして、たいへんお力をいただいたわけでございますので、最も適任と存ずる次第でございます。

何分とも慎重御審議をいただきまして御同意をいただければ、幸いこの

上ない次第でございます。

たいへんに簡単でございますが、以上説明にかえさせていただきます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第三十八

号福生市監査委員の選任同意については、原案とおりの同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第三十八号

は原案とおりの同意することに決定いたしました。

(十九番大野行夫君入場)

○議長(貫井喜代次君)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和五十年第三回福生市議会臨時会を閉会いたします。
午後六時三十八分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

臨時議長

議員

議員

議員

岩井茂次

豊井茂次

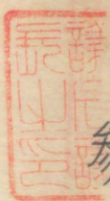
原敏子

松山清

原田生也



参考



議席表

議席の指定

一番	原 敏子	二番	松山 清	三番	原田生也
四番	村野武男	五番	森田治男	六番	村尾栄次
七番	鈴木藤次郎	八番	山崎良之助	九番	竹田政勝
十番	指田保雄	十一番	宇佐美良時	十二番	貫井喜代次
十三番	川窪清一	十四番	田村市郎	十五番	小林菊三
十六番	小堺仁七	十七番	関 米吉	十八番	東田正治
十九番	大野行夫	二十番	宮沢良一	二十一番	高液 忠
二十二番	末次性男	二十三番	岩田 博	二十四番	塩野鉄之助

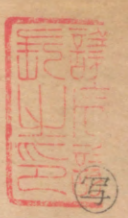
会議を開きます。

これをもって昭和五十年第三回福生市議会臨時会を開会いたします。

二十番	木又井	二十番	田	二十番	田	二十四番	田
十番	大野	二十番	田	二十番	田	二十番	田
十六番	小泉	十番	田	二十番	田	二十番	田
十三番	川	十四番	田	二十番	田	二十番	田
十番	田	十一番	田	二十番	田	二十番	田
十番	田	八番	田	二十番	田	二十番	田
四番	田	五番	田	二十番	田	二十番	田
一番	田	二番	田	二十番	田	二十番	田

福生市

福生市



福庶発第四百七十五号

昭和五十年五月二日

福生市議会議長 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

昭和五十年第三回福生市議会臨時会の招集について

昭和五十年五月二日付け、福生市告示第十三号（別紙参照）をもって、昭和五十年第三

回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

写

福生市告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十年第三回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和五十年五月二日

福生市長 石 川 常太郎 印

一期 日 昭和五十年五月十二日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 議長の選挙
- (2) 副議長の選挙
- (3) 常任委員会委員の選任
- (4) 一部事務組合議会議員の選挙
- (5) 専決処分の承認を求めることについて（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有す